

質問①建築確認について

- a. 最近3年間の確認申請取り扱い件数について教えてください。
- b-1. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向について教えてください。
- b-2. 民間確認機関による確認申請はどれくらいを占めますか。
- c. 建築確認に要する平均的日数で、調査結果があれば教えてください。
- d. 確認申請審査に当たりいちばん配慮しているポイントを教えてください。
- e. 建築確認申請を提出する設計事務所にいちばん留意して欲しい項目は何ですか。

質問②審査基準について

- a. 貴行政庁では審査基準を成文化されていますか。
- b-1. 審査基準を公表されていますか。
- b-2. 審査基準を成文化される予定はありますか。
- b-3. 成文化の予定がない理由をお書きください。
- c. 審査基準の運用について、民間審査機関との違いについて、特徴的なことがあればお書きください。

質問③建築確認制度の問題点

- a. 日頃、建築確認検査業務をなさっていて、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあれば、お書きください。
- b. 民間確認機関との違いについて、教えてください。貴行政庁での特徴的なことがあればお書き下さい。

- c. 建築基準法及び東京都安全条例等において、貴行政庁と民間確認検査機関で法令の解釈や判断が異なった事例があれば、お書きください。
- d. 平成26年4月1日より「特定天井の脱落防止措置（建築基準法施行令第39条第3項）」が施行されていますが、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあれば、お書きください。
- e. 平成26年4月1日より「エレベーター・エスカレーターの脱落防止措置（建築基準法施行令第129条の4第3項・令第129条の12第1項）」が施行されていますが、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあれば、お書きください。
- f. 平成27年6月1日より「構造計算適合性判定制度（建築基準法第6条の3）」が改正され、建築主が申請先

や申請時期を選択できるようになり、建築と構造が異なる申請先で同時審査も可能となりましたが、建築確認審査において特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあれば、お書きください。

質問事項	質問1. 建築確認について							質問2. 審査基準について					
	a. 確認申請取り扱い件数			b-1. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向	b-2. 民間確認機関	c. 平均日数の調査	d. 確認申請審査に配慮しているポイント	e. 設計事務所に留意してほしい項目	a. 審査基準の成文化	b-1. 審査基準の公表	b-2. 審査基準の成文化	b-3. 成文化の予定がない理由	c. 民間審査機関との違い
	H25	H26	H27										
千代田	29	23	27	③変わらない	88%	ない	避難規定	なるべく早めにご相談ください	していない		予定はない	防火避難規定や質疑応答集を参考に審査しているため	なし
中央	32	30	19	②やや減少した	90%	ある(28日程度)	審査漏れがないようにすること	・避難関係が一番重点を置いて頂きたい。法の主旨を理解して検討してほしい(文字面だけを追うのではなく) ・審査側にチェックをゆだねる前に、自己チェックを充実してほしい	していない		予定がない	必ずしも審査基準に該当する計画ばかりではなく個別判断が必要な計画もあるため	特になし
港	47	39	25	①減少した	95%	ない	指摘内容を正確に伝える	書類の不整合。計算間違い	していない		予定はない	計画により基準だけでは判断できないことが多い為	面積の算入・不算入などの取扱い
新宿	55	55	51	①減少した	95%	ある	公平性	図面の整合性	している	公表している			なし
文京	26	18	13	③変わらない 建築基準法及び関係規定による許可、認定等の処分件数は年100件を超える。	95%	ない	法律に沿って説明出来る設計になっているかを重視している。	設計者及び設計事務所は、建主の意向を法律に沿って説明出来るよう、設計をしてもらいたい。		公表している	予定はない	日々変化する情勢に対応するため。区は行政であり、立法権を持たず、成文化されたものが、法と同様の効果があると誤解を与えることを避けるため。	

質問3. 建築確認制度の問題点					
a. 建築確認検査業務の問題点	b. 民間確認機関との違い	c. 民間確認検査機関と異なった事例	d. 特定天井の脱落防止措置	e. エレベーター・エスカレーターの脱落防止措置	f. 構造計算適合性判定制度
なし	なし	東京都建築安全条例 第17条 主要な出入口の解釈	特定天井の懐に関する規定が「3m以下とする」しかないため、吊り長さの最低があいまいです。	特になし	構造計算適合判定量が確認図書に添付されて確認申請を受けるケースはなく、ほとんどの場合は確認審査がほぼ終了した段階で構造計算適合判定機関の判定書を取得する形です。結果として審査機関の短縮に結び付いていません。
特になし	特になし	避難関係（施工令121条に基づく避難上有効なバルコニーについて等）	特になし	増改築の際は、かなりの負担に感じている	確認審査と適合性判定の図面の整合
特になし	特になし	特になし	特定天井の審査実績がないため、問題点の把握に努めている	特になし	消防同意を得てからでない、適合判定通知書をおろさない検査機関があった。そのため、区に適合判定通知書の写しを提出するのに時間がかかり、申請期間の短縮につながっていない。
区の取扱いをホームページに公表しているが、考え方を設計者に確認に行かせて、確認検査機関で打合せに来ないところが大部分である。	特になし	区の取扱いをホームページに公表しているため、それを参考にしたいと思っている。	なし	なし	なし
	確認処分は機関と行政庁、共に出来るが、許可・認定・命令等の処分等については、行政庁のみが行える。	確認処分の審査請求で、本行政庁の審査会で民間確認機関の確認処分について取り消した事例がある	今のところ、相談や事例は無い為、問題点や改善点について、認識はしていない。	今のところ、相談や事例は無い為、問題点や改善点について、認識はしていない。	適判に持込むタイミングは、結局従来どおりが一番手戻りが少ない。